

学校法人秋草学園
秋草学園短期大学 ガバナンス・コードの適合状況確認表

【令和6年度】…令和7年5月19日実施		適 合
第1章 経営の安定性・継続性の確保		
1. 経営と教学の連携・協力		
<確認項目>		
1) 建学の精神を明示し、内外に周知しています。		☒
2) 建学の精神に基づいた教育目的を明示し、内外に周知しています。		☒
<確認項目>		
1) 学長等を理事として選任しています。		☒
2) 本学園は、学長等が学校教育法に定める職務を確実に実行できるよう、組織・規則等を整備するように努めています。		☒
2. 中期的な計画の策定と盛り込むべき内容		
<確認項目>		
1) 原則として5年ごとに中期的な計画を策定しています。		☒
2) 中期的な計画の策定及び進捗状況をチェックする組織を確立しています。		☒
3) 中期的な計画の策定及び進捗状況を確認する際には、役員等から教職員まで幅広く意見を集約できる体制を整えています。		☒
4) 中期的な計画には、教学、人事、施設、財務等に関する事項などの中から中期的に取り組むべき内容を盛り込んでいます。		☒
5) 中期的な計画には、毎年策定する事業報告書をふまえ、主な事業の目的・計画及びその進捗状況を記載するとともに、認証評価機関の評価結果をふまえた内容を記載しています。		☒
3. 危機管理を含めたコンプライアンスの在り方		
<確認項目>		
1) すべての教育活動、また業務に関し、法令、寄附行為、学則等が遵守される組織体制を整備しています。		☒

	適 合
2) 教職員等が法令、寄附行為、学則等に触れ、理解する機会を設けています。	☒
3) 違反する行為又はそのおそれがある行為に対する教職員等からの通報・相談（公益通報）を受け付ける窓口を常時開設し、通報者の保護を図るための体制を整備しています。	☒
4) 健全な短期大学の運営を阻害するハラスメント等の要因に対しては、それらの防止に努めるとともに、厳正に対処するための諸規程及び体制を整備しています。	☒
4. 地域貢献	
<確認項目>	
1) 地域・社会の地方公共団体、企業、他の教育機関、文化団体、その他の関係団体並びに在学生、保護者、同窓会等、内外のステークホルダーと連携できる体制を整えています。	☒
2) 地域・社会に向けた公開講座等を実施しています。	☒
3) 教職員及び学生が地域・社会に貢献できる体制を整えています。	☒
第2章 自律的なガバナンス体制の確立	
1. 理事会機能の充実	
<確認項目>	
1) 理事会は、本学園の業務を決定し、理事の職務執行を監督しています。	☒
2) 理事会は理事長が招集します。なお、やむを得ず欠席となる理事に対しては、事前に議題の説明を行い、議題ごとに書面による賛否表明や委任状を得るなど、適切に理事会を運営しています。	☒
3) 理事会へ業務執行者からの適切な報告がなされるようにするため、業務執行者を理事に任ずるか、又は業務執行者を理事会に出席させるなどの配慮をしています。	☒
4) 理事会及び理事長が適切な決定を行うために、各理事は役割を理解し、それぞれの専門分野においてその役割を果たしています。	☒
5) 外部理事の意見を取り入れる機会を設け、多面的な経営判断ができる体制を整えています。	☒

6) 理事に対し、研修や情報提供の機会を設けています。 <確認項目> 1) 理事長は、本学園を代表し、その業務を総理しています。 2) 理事長の代理権限順位を明確に定めています。 3) 理事は、法令及び寄附行為を遵守し、本学園のため忠実にその職務を行っています。 4) 理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負うことを理解しています。 5) 理事は、本学園と理事の利益が相反する取引を行う場合には、事前に理事会の承認を得なければならないことなどを理解し、法令に基づき適切な理事会運営を行っています。 <確認項目> 1) 寄附行為に定める人数の理事を置いています。また欠員が出た場合は速やかに補充しています。 2) 理事となる者は、次に掲げる者とし、適切に選任されています。 ①本学園の設置する学校の校長 ②本学園の評議員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者 ③前各号の規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者 3) 理事長は、他の学校法人の理事長を2以上兼務していません。 4) 理事は、他の学校法人の理事又は監事を4以上兼務していません。 5) 理事は、理事及び監事の内にその配偶者又は3親等以内の親族が1人を超えて含まれていません。 6) 理事長及び理事の解任について、寄附行為に定めています。 7) 外部理事（私立学校法第38条第5項に該当する理事）を2人以上選任しています。	適 合 ☒ ☒ ☒ ☒ ☒ ☒ ☒ ☒ ☒ ☒ ☒ ☒ ☒ ☒ ☒ ☒
---	--

2. 監事機能の充実	適 合
<確認項目>	
1) 監事は、本学園の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行状況を監査するとともに、監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に提出しています。	☒
2) 監事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負うことを理解しています。	☒
3) 監事は、理事の違法行為等差止請求権、理事会招集請求権等の権限があることを理解しています。	☒
4) 監事は、その責務を果たすため、理事会その他の重要会議に出席し、意見を述べています。	☒
5) 監事に対し、研修や情報提供の機会を設けています。	☒
<確認項目>	
1) 監事の選任については、理事長のみの判断で決定するのではなく、評議員会の同意に基づいています。	☒
2) 監事を2人以上置いています。	☒
3) 監事は、他の学校法人の理事又は監事を4以上兼務していません。	☒
4) 監事は、理事及び監事の内にその配偶者又は3親等以内の親族が1人を超えて含まれていません。	☒
5) 監事は、本学園の理事、評議員又は職員を兼務していません。	☒
3. 評議員会機能の充実	
<確認項目>	
1) 次に掲げる事項について、理事長は、評議員会に対し、あらかじめ評議員会の意見を聴いています。	
①予算及び事業計画	☒
②事業に関する中期的な計画	☒
③借入金及び重要な資産の処分に関する事項	☒
④役員に対する報酬等の支給基準	☒
⑤寄附行為の変更	☒
⑥合併	☒
⑦解散	☒

⑧その他本学園の業務に関する重要事項で寄附行為をもって定めるもの	適 合 ☒
<確認項目> 1) 評議員会は、本学園の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができることを寄附行為に明記し、周知しています。	☒
2) 評議員に対し、研修や情報提供の機会を設けています。	☒
<確認項目>	
1) 評議員となる者は、次に掲げる者とし、適切に選任されています。	☒
①本学園の職員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者	☒
②本学園の設置する学校を卒業した満25歳以上の者から、寄附行為の定めるところにより選任された者	☒
③前各号の規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者	☒
2) 本学園の業務若しくは財産状況又は役員の業務執行について、意見を述べ若しくは諮問等に応えるため、広範かつ有益な意見具申ができる有識者を選出するよう努めています。	☒
3) 評議員は、寄附行為に基づき、理事の定数の2倍を超える数を選任しています。また、欠員が出た場合は、速やかに補充しています。	☒
第3章 教学ガバナンスの充実	
1. 本学の役割の明確化と自己点検・評価の充実	
<確認項目>	
1) 学習成果を明示し、内外に周知しています。	☒
2) 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明示し、内外に周知しています。	☒
<確認項目>	
1) 7年以内に1回認証評価を受け、適格の評価を受けています。	☒
2) 定期的に自己点検・評価を行っています。	☒

3) 本学園の中期的な計画のうち、本学に係る項目は、認証評価機関の評価結果をふまえた内容を記載しています。	適 合 ☒
2. 学長のリーダーシップと教員組織の充実 <確認項目> 1) 学長は、本学園が定める規程等に基づき、的確な人材を選任しています。 2) 学長は、建学の精神及び本学の教育目的を理解し、それに照らした学校運営に努めています。 <確認項目> 1) 本学には学長のほか、教授、准教授、講師、助教、助手及び事務職員等を法令に基づき、適切な運営体制のもとに置いています。 2) 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べています。 ①学生の入学、卒業及び課程の修了 ②学位の授与 ③そのほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの	☒ ☒ ☒ ☒ ☒ ☒ ☒
3. 教職員の資質向上 <確認項目> 1) 教員に対するFD（ファカルティ・ディベロップメント）活動に関する規程を整備し、適切に実行しています。 2) 事務職員のほか、教授等の教員や学長等の短期大学執行部、技術職員等に対するSD（スタッフ・ディベロップメント）活動に関する規程を整備し、適切に実行しています。 3) 組織の活性化を図るため、教職協働による運営体制を整備しています。	☒ ☒ ☒
第4章 情報の公開と公表 1. 情報公開と発信 <確認項目>	

